

原子力規制庁の運転期間延長事前検討の分析

松久保 肇（原子力資料情報室）

2022/12/27 原子力資料情報室記者会見

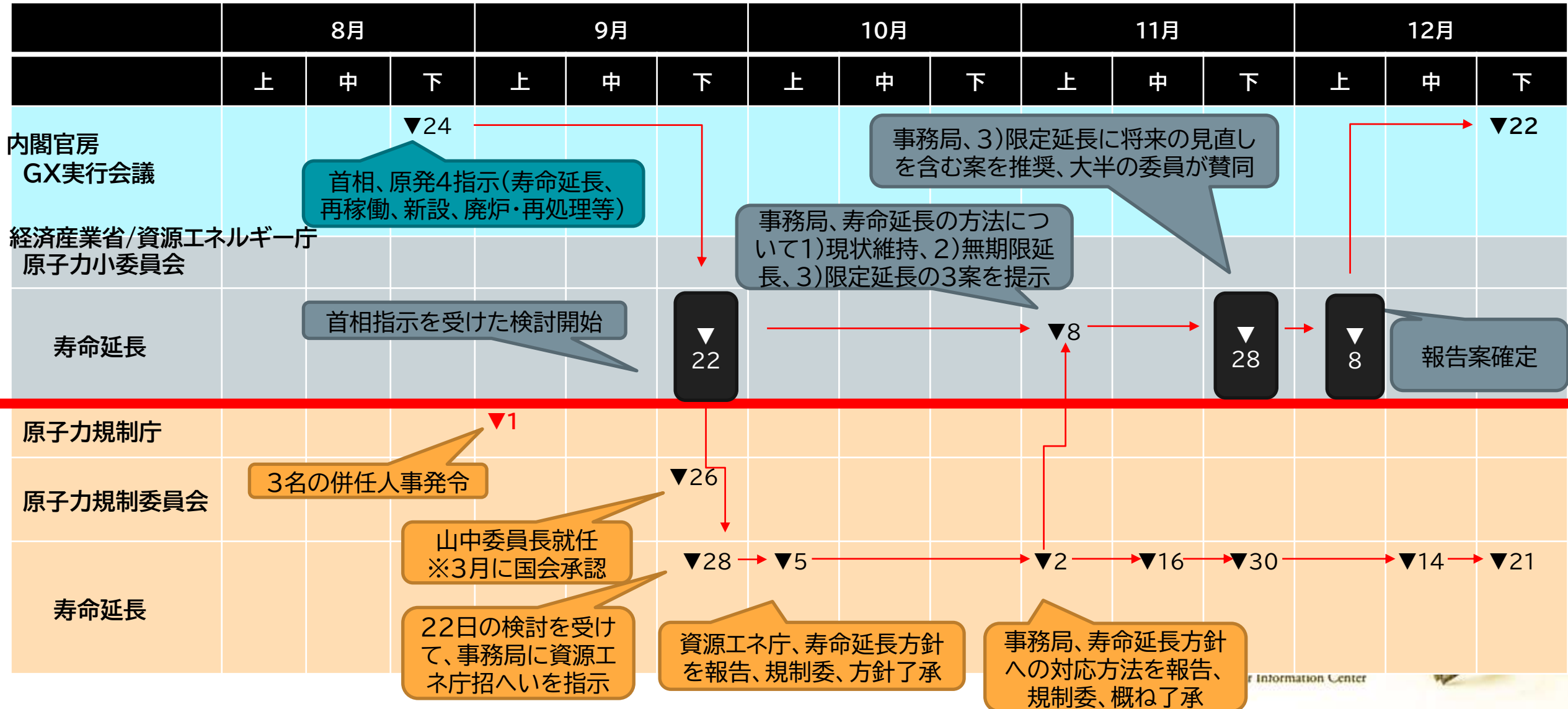


1. 議論の経過の整理と 内部通報資料から読み取れること



運転期間制度変更の流れ

これまでの説明: 9月22日の原子力小委員会をうけて、山中委員長は9月28日の委員会でエネ庁招へいを指示、10月5日、エネ庁が委員会に検討方針を報告、改訂方針、電気事業法への法制度移管を容認し、規制庁へ検討を指示した





経産省においてはですね利用側の観点から検討を進めてきたところであります。その状況につきましては日常的な事務連絡なども通じまして原子力規制庁を含む関係省庁への情報提供は行っております。他方で原子力安全規制の内容、この安全規制についてはですね、これはもう独立した原子力規制委員会において検討がなされるものでありますので、その内容、やり方について経産省から何か意見の申し入れなどを行っている事実は一切ございません。

2022年12月22日 西村経済産業大臣 定例記者会見

2022年9月22日 31回原子力小委員会 資料5

運転期間に係る原子力利用面での論点①

(1) 安全性最優先を大前提とした原子力利用政策の観点からの運転期間のあり方に関する検討

- 原子力の利用に当たっては、いかなる事情よりも「**安全性が最優先**」。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、「**安全神話**」への根本的な反省の下、**エネルギー政策と安全規制の分離**、新規制基準の策定等の措置を講じてきたところ。
- 今後とも、こうした大原則をゆるがせにすることなく、原子力事業者や国等の関係者が、**安全性の確保に向けた不断の改善**を進めていく仕組みとなることが、検討の大前提。

→ 原子力規制委員会の見解や原子力委員会の要請を踏まえ、原子力利用政策の観点から運転期間のあり方に関する検討を進める。その際、

① 今後とも、**エネルギー利用の観点からの議論・政策検討や、制度設計のあり方にかかわらず、高い独立性を有する原子力規制委員会により、安全性が確認されなければ、発電所の運転ができない仕組みであることが大前提。**

② その上で、**エネルギー利用の観点からの検討に伴って、（例えば長期運転に係る安全確認のあり方の明確化など、）規制面における制度のあり方についても検討が必要となる可能性。**

→ こうした**規制面における制度のあり方**に関しては、**原子力規制委員会において議論いただく必要性について、規制当局に対しコミュニケーションを図っていくべきではないか。**

2022年9月22日31回原子力小委員会での事務局(遠藤原子力政策課長)説明

エネルギー利用の観点からの検討、われわれが行う検討に伴いまして、例えばの例で書いてございます長期運転に係る安全確認の在り方の明確化などを書いてございますが、**規制面における制度の在り方についても検討いただく必要がある可能性があるかと考えてございます。**こうした**規制面における制度の在り方**に関しましては、**原子力規制委員会においてご議論いただく必要性につきまして、規制当局に対してコミュニケーションを図っていくべきではないかと考えてございます。**

9月22日時点では経済産業省は規制面の制度の在り方について**規制当局とこれからコミュニケーションすると説明**。(少なくとも委員会で私はそう理解した)

○片山長官 原子力規制庁長官の片山です。1点、すみません、事務局の方から確認をしたいのですが、先ほどの松山部長からのお話の中で、現行の運転期間の定めは、利用政策側の観点として見直しの検討を始め、必要があれば法的な担保も含めて検討していくというお話がありました。それは、**現行の規定は原子炉等規制法にあるわけですが、それは利用政策側の法体系の中で法的な手当てを含めて考えていくという御発言だと理解してよろしいでしょうか。**

○松山経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長 ありがとうございます。私どもとしては、利用政策の観点から運転期間をどうするかということで、制度の設計及び必要における法的な整備をしていきたいと考えております。これはまだ検討を始めたばかりでございますので、最後の仕上がりがどうなるかということをご断言を持って申し上げることは非常に難しいところでございますが、**普通の一般的な考えで考えますと、利用政策であれば、利用政策省庁、利用の関係の法令の中に基本的な仕組みが存在してくると。その上で、既存の法令について必要な規定整備を行っていくということが通常の段取りなの**だと思うのです。そのときに、当該既存法令における運用及びそれに対するハネといいますが、それに対して生じてくる必要な規定整備ということが必要になるかもしれないということについて、特にこれで安全規制ということは、原子力規制委員会として御審議を頂戴しているところでございますので、そことの間の整備・整理ということが必要になってくるのかなと考えてございます。

片山原子力規制庁長官が経産省に水を向け、改正方法について発言させている。

炉規法から電事法に運転期間規定を移管する方針を既定路線にしているが、これ以外の選択肢はないのか？

事前すり合わせが行われていたという事実を踏まえてこの発言をどう考えるか。

10月5日 42回原子力規制委員会（続）

○山中委員長 現在の原子炉等規制法における運転期間延長認可についての規定というのは、本日、話題に上りました運転期間そのものの定めと、高経年化した発電用の原子炉の安全性を確認するという規制制度が二つセットで規定をされております。したがって、**運転期間についての定めが利用政策側の法体系に移るとなると、必然的に高経年化した発電用原子炉の安全性の確認をどう法的に担保するのかについて、原子力規制委員会として、今後、しっかりと検討する必要があるか**と思います。

○片山長官 長官の片山でございます。先ほどエネ庁の説明の中でも、年末にエネ庁、利用側は結論を得るというスケジュール感で検討していると言っておりましたので、委員長から先ほど御説明がありましたように、**現行制度は運転期間そのものと高経年化した原子炉に対する安全性の規制というのがセットになっていますので、一方だけが年末で、一方が全然進んでいないという状態はまずかろうと思いますので、我々もそういうスケジュール感を横目でにらみながら検討する必要があるのではないか**と思います。

○山中委員長 そのほか、委員の方、よろしいですか。ありがとうございます。それでは、**事務方は、本日の議論や資源エネルギー庁の検討状況を踏まえつつ、高経年化した発電用原子炉の安全性をどう確認していくか、法的に担保するのかについて検討の上、原子力規制委員会に報告をお願いします。**

○片山長官 承知いたしました。今、委員の方からいろいろな御意見を頂きました。単なる劣化事象だけではなくて、基準適合性というのをしっかり見ていく必要があるのではないかというような御意見ですとか、いろいろ頂きましたので、そういった御意見も踏まえて、年末というスケジュールというのもございますので、資源エネルギー庁の検討状況というのも横目でにらみつつ、我々の規制制度として高経年化した発電用原子炉の安全性の確認というところに穴が開かないように、**しっかりと規制が継続できるように、事務方として実務的にはエネ庁の方と情報交換しながらやっていく必要があるか**と思いますけれども、検討を進めていき、また原子力規制委員会の方に御報告をしたいと思っております。

- 山中委員長はこの回の議論を踏まえて規制庁に指示
- 片山長官はあたかもこれから検討するかのような口ぶりで発言

そもそも運転期間制限は規制政策として導入された

二の①について

一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大する。発電用原子炉について運転期間に制限を設けるに当たっては、原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆化等の設計上の評価を運転開始後四十年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として四十年としたものである。

二の②について

発電用原子炉の運転を延長することができる期間として二十年を超えない期間であって政令で定める期間を超えないものとしたのは、現在行われている高経年化の技術評価が六十年間を一つの目安として設備、機器等の評価がなされていること等を考慮したものである。具体的な延長期間については、原子力規制庁発足後、詳細な検討を経て決定する予定である。

二の③について

発電用原子炉の運転期間の延長の認可の基準については、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準を定めることとしており、原子力規制庁発足後、詳細な検討を経て決定する予定である。

二の④について

一般に、原子炉建屋や原子炉圧力容器といった施設等については、発電用原子炉の運転を開始した後は取替えが困難とも考えられており、こうしたことを踏まえ、**安全上のリスクを低減するため発電用原子炉の運転期間を制限することとした**ものである。

二の⑤について

御指摘のように、個々のプラントごとに施設の状況が異なることも踏まえ、一切の例外を排除するのではなく、一定の要件を満たし認可を受けた場合には、発電用原子炉の運転期間の延長を可能とする制度としている。

三の①について

現行の制度においては、法律上発電用原子炉の運転期間を制限していない点が十分ではないと考えており、今回の改正案を検討したものである。

平成二十四年二月十七日受領
答弁第五七七号

内閣衆質一八〇第五七号

平成二十四年二月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出発電用原子炉の運転可能期間を「四十年」または「六十年」と定める技術的根拠等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内部通報資料から読み取れること

- 来年の常会に提出予定の「束ね法」(経産主請議)により、現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。
- これに伴い、同束ね法により、【高経年化対策に関する安全規制】を炉規制法に新設。
- 重要広範となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。



今後、高経年化プラントの増加・長期化が見込まれるため、更に安全規制を強化

- 現行は60年超を想定していない ⇒ 60年超にも対応した安全規制
- 現行は「10年毎」の要求 ⇒ 各炉の「パフォーマンス実績を反映した評価期間(最大10年)」
- 現行は他プラントの規制解禁、新知見の反映が事業者任せ ⇒ 定期見直しの義務化、場合により措置命令
- 現行は施設管理の1分野 ⇒ 高経年化を切り離し、「計画」の認可、「計画」に従った措置の義務化・規制検査化、「計画」の変更命令

内部通報資料によれば、

1. 経産省側は来年通常国会で経産省主請議の束ね法案として、原子炉等規制法にある運転期間制限を電気事業法に移管する方針を固めていること、
2. 原子力規制庁はその方向を容認し、立案作業に着手していたこと、
3. また、この方向性について、経産省と規制庁がやり取りをしていたこと、

がわかる。

また、12月22日の衆院環境委員会での近藤昭一議員質疑で、9月1日の人事異動は企画官1名、課長補佐2名であったことがわかっている。

疑問

1. 経産省は規制当局とコミュニケーションする必要性について9月22日の原子力小委員会に諮った。規制当局とは原子力規制委員会だけを指し、事務局の原子力規制庁は含まないのか？
2. 原子炉等規制法の運転期間制限の削除方針は経産省の越権行為ではないのか？
3. 人事の決裁権はだれにあるのか？

3条委員会である原子力規制委員会の 事務局としての原子力規制庁

原子力組織制度改革法案等の閣議決定に当たって

平成 24 年 1 月 31 日

環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野豪志

1. 今回の改革は、事故の教訓を踏まえて、放射線から人の健康と環境を保護するという目的のために、規制制度・防災体制とこれを運用する行政組織について抜本改革を図るもの。

(1) 組織の独立性

原子力規制庁が、科学的知見に基づいて公正に判断を行うことを確実にするために、独立性を確保する。

- ・ 今般の改革で、経済産業省など原子力利用側からは明確に分離。
- ・ さらに独立性を高めるため、緊急時対応以外の判断は環境大臣から原子力規制庁長官に法律上委任。
- ・ 原子力安全調査委員会が第三者的見地から規制の独立性を監視。必要な場合には原子力規制庁長官、環境大臣等に対して勧告を行う。

原子力規制委員会設置法

(原子力規制庁)

第二十七条 原子力規制委員会の事務を処理させるため、原子力規制委員会に事務局を置く。

- 2 前項の事務局は、原子力規制庁と称する。
- 3 原子力規制庁に、事務局長その他の職員を置く。
- 4 前項の事務局長は、原子力規制庁長官と称する。
- 5 原子力規制庁長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理する。
(略)

原子力規制委員会設置法 参議院附帯決議

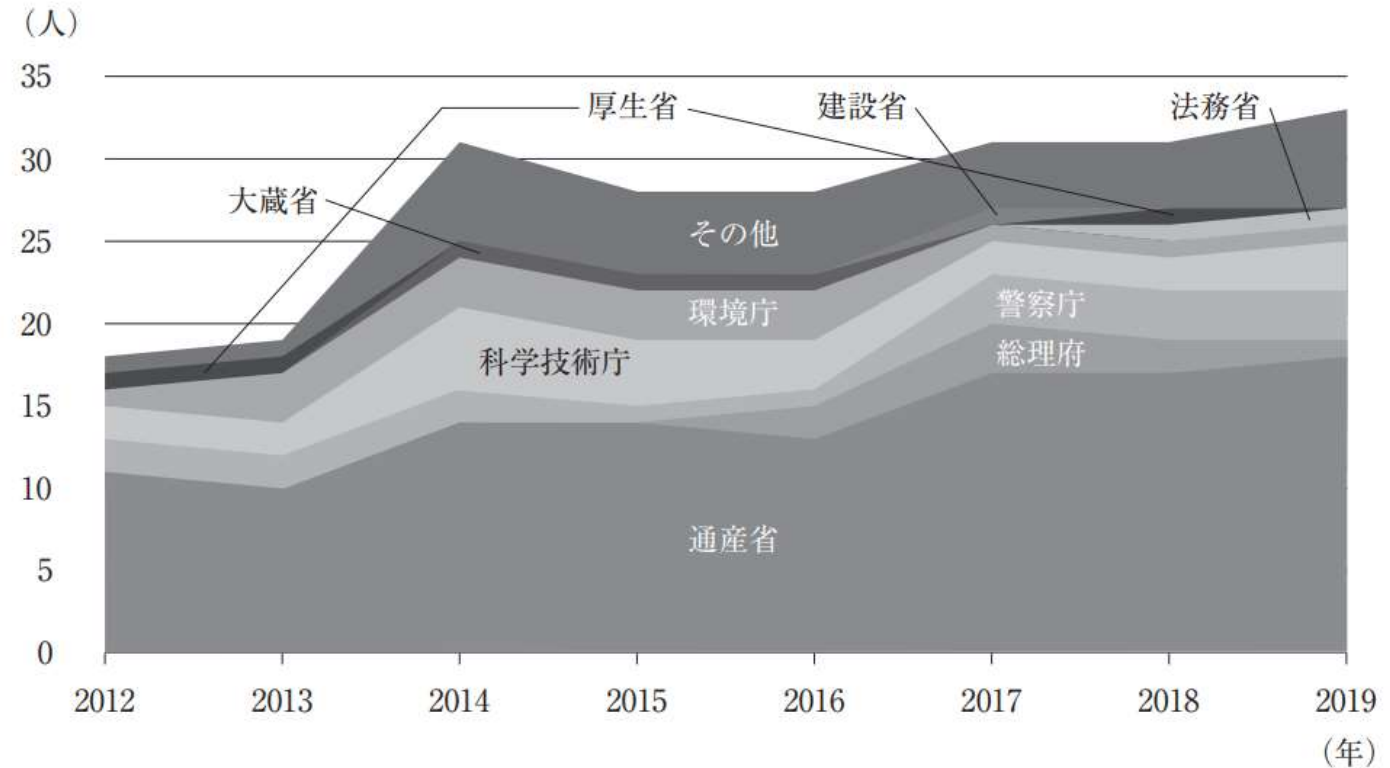
五、原子力規制委員会は、原子力を推進する組織はもとより、独立性、中立性を確保するため、関係事業者等の外部関係者との接触等のルールを作り透明化を図ること。また、原子力規制委員会は、中立性、独立性、公開性、不断の説明責任の全うの確保、利益相反の防止等、その適正な運営並びに国民の信頼を得るために必要な課題について、規約、綱領、規律に関する事項等を速やかに定め、これを公表すること

- ・ 原子力規制委員会・原子力規制庁は経済産業省などの原子力利用側から明確に分離された
- ・ 参院附帯決議により、推進側組織・外部関係者との接触ルールを作り透明化を図ることが求められた

原子力規制庁の組織・人事

- 原子力規制庁は通常の行政組織とは異なり、3条委員会の事務局組織である。きわめて高い独立性が求められる。
- もともと経済産業省傘下の原子力安全保安院を改組して作られた原子力規制庁は、職員の圧倒的多数が経産省出身者で構成されており、そのためにノーリターンルールを設定されるなど、経産省の影響力低下は重要な政策的課題だった。
- 発足から10年経過後も、幹部は通産省出身者が依然として多数を占める。経産省の影響が懸念される状況は継続。
- 山中委員長は最終判断は原子力規制委員会が独立して判断すると述べているが、判断材料を作るのは、事務局である原子力規制庁。

図1 原子力規制庁幹部の出身省庁



注：幹部職員の大半は2001年1月の中央省庁再編以前に入省しているため、再編以前の省庁ごとに集計している。なお、2017年以降、経産省の出身者が存在するが、いずれも通産省に含めている。

出典：『政官要覧』（平成25年春号、平成26年秋号、平成27年秋号、平成28年秋号、平成29年秋号、平成30年秋号、令和元年秋号）を基に筆者作成。

原子力規制庁の組織・人事（続）

原子力規制庁歴代幹部

原子力規制庁創設から10年となる2022年7月、局長級以上の3幹部、総括審議官級以上の5幹部を経産省出身者が初めて独占

	① 長官	② 次長	③ 原子力規制技監	(技術総括審議官)	④ 緊急事態対策監	⑤ 核物質・放射線 総括審議官	
2012/9	池田克彦(警察庁)	森本英香(環境省)	—	—	安井正也(経産省)	—	
2014/3		清水康弘(環境省)					平野雅司(原子力安全基 盤機構)
2014/7							
2014/10	清水康弘(環境省)	荻野徹(警察庁)	—	安井正也(経産省) 櫻田道夫(経産省)	大村哲臣(経産省)	片山啓(経産省)	
2015/7							
2017/1							
2017/4							櫻田道夫(経産省)
2017/7	荻野徹(警察庁)	片山啓(経産省)	—	—	山形浩史(経産省)	山田知穂(経産省)	
2019/7							
2021/7							金子修一(経産省)
2022/7	片山啓(経産省)	金子修一(経産省)	市村知也(経産省)	—	古金谷敏之(経産省)	—	

注:2014年7月に部長ポストを核物質・放射線総括審議官に格上げ
2017年4月に総括審議官級の技術総括審議官ポストを局長級の原子力規制技監に格上げ。



中途半端な透明性確保

原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針

第3章 透明性確保のための業務運営の要領

1. 会議の内容の公開

(1) 対象とする会議

委員会の中立公正な業務の遂行を保証することを目的として、委員会の委員長及び委員(以下「委員」という。)並びに原子力規制庁(以下「規制庁」という。)の職員が規制に関連する内容及び手続を議論する会議、打合せ、面談等であって別表1に該当するものは、その内容を原則として公開する。
(略)

別表1 内容を公開する会議の種類及びその公開事項

注3 「被規制者等」とは、原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）、原子炉設備の製造事業者並びにそれらの子会社及びそれらの団体（電気事業連合会等）をいう。

注4 「被規制者等との面談」とは、個別規制事案又は面談者自身が対象となる規制制度等議論の内容が面談者に対する規制に関わるものであって、会議室等で議論の一方の当事者が委員・規制庁、もう一方の当事者が被規制者等である形態のものをいう（例：審査、検査、調査、聴取、被規制者等の要望・質問対応、意見交換等）。儀礼上の挨拶等、規制の議論を行わないものは含まない。ただし、面談予約時に所要5分を超えるもの、あるいは、面談実施時に所要5分を超えた場合、その内容にかかわらず規制に関連する内容の議論とみなす。

金城原子力規制企画課長（12月22日委員長会見時）

当然行政機関の間の業務いろいろございますので卑近ところで言えば国会答弁の調整からですね。いろんなところでエネ庁とはいろんな情報交換のやり取りはあります。GX会議の件ですね。そういったものも、向こうがどういう準備をしているのかといったことは私も詳細には覚えていませんけど、いろいろな複数の案を持って検討している旨は聞いておりました。（中略）

電話はこれ行政文書としては、少なくとも私のやってる電話では残ってませんので、そういったものは情報公開の対象になり得ないといったものであります。

※金城課長は通産省出身

原子力規制委員会設置法の参議院附帯決議では、「原子力を推進する組織はもとより、独立性、中立性を確保するため、関係事業者等の外部関係者との接触等のルールを作り透明化を図ること」と、推進省庁である経済産業省を含めた外部関係者との接触ルールを定めることとされているが、規制委が作成した内規では規制対象者のみに限定されている。

規制と推進の一体化

経産省が、原子炉等規制法(原子力規制委所管)を含めた改正案をまとめて閣議に諮ることは、原子力推進と規制を切り離れた2011年東京電力福島第一原発事故の反省に真っ向から挑戦するもの。

越権行為

経産省請議法案は、衆参両院の経済産業委員会に付託される。
原子力規制を所管する環境委員会に対する越権行為。

「束ね法」の問題

法案の一括審議により、多くの重大な改正(改悪)事項について十分な審議時間が確保できない。

<政府が準備中と考えられるGX関連法案>

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)
- ② 電気事業法
- ③ 原子力基本法
- ④ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律
- ⑤ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)
- ⑥ GX移行債関連法(新法)
- ⑦ 水素・アンモニア支援法(新法)



人事権はだれにあるのか

原子力規制委員会行政文書管理要領

(委員長の決裁事項)

第22条 次に掲げる事項については、**委員長の決裁を受けなければならない。**

(5) **職員の人事**、服務及び研修に関する事項

第 23 条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) **委員長、長官、部等の長及び課等の長の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員長、長官、部等の長及び課等の長まで**

(2) 委員会名、原子力規制庁名、部等名及び課等名等で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員会、長官、部等の長及び課等の長まで

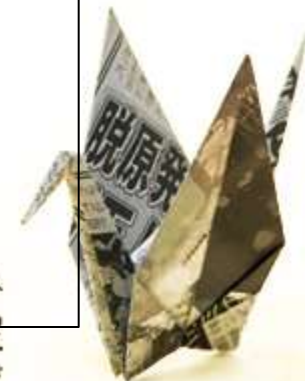
(3) 前2号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別表第2から第5に掲げる専決事項に該当するものにあつては、当該事項の専決者まで

別表第2 (共通事項)

(1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	課長補佐相当官職以下の職員の任免及びそれに関連する事項に関すること（分限、懲戒及び訓戒に関する事項並びにこの表の第31号から第33号までに掲げる事項を除く。）。	長官	

※31～33号は、健康管理者等の指名、職員の休職・復職・育児休業等に関する事項



人事権はだれにあるのか (続)

標準的な官職を定める政令 (概要)

- 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 34 条第 2 項に基づき、職制上の段階^{*1}及び職務の種類^{*2}に応じ、標準的な官職を定めた（本則の表第 4 欄）。

(中略)

【参考：一般行政の職務の種類、本省内部部局等の例】

職制上の段階	A省	B省	C省	標準的な官職	
①	事務次官、A審議官…	事務次官…	事務次官、C審議官…	事務次官	※ 各職制上の段階を端的に表すものとして標準的な官職を定める。 ※ 標準的な官職の職務を遂行する上で発揮される能力を標準職務遂行能力として内閣総理大臣が定める。
②	局長、政策統括官…	官房長、局長…	官房長、局長…	局長	
③	部長、審議官…	審議官…	次長…	部長	
④	課長、参事官…	課長、管理官…	課長、参事官…	課長	
⑤	室長、企画官…	調査官…	室長…	室長	
⑥	課長補佐、専門官…	上席〇〇官…	課長補佐、室長補佐…	課長補佐	
⑦	係長、専門職…	〇〇官…	係長、主査…	係長	
⑧	係員	係員	係員	係員	

※ 各部局又は機関等に存する職制上の段階と職務の種類ごとに標準的な官職を定める。

9月1日の併任人事は課長補佐2名と企画官1名。
管理要領の規定から、企画官は委員長決裁が必要な人事と考えられる。

12月22日の衆院環境委員会で、近藤昭一議員の「お三人、お二人は課長補佐で、お一人は企画官であったということは間違いないでしょうか」との質問に、大島俊之原子力規制庁原子力規制部長は、「委員御指摘のとおりでございます、いずれにいたしましても原子力規制庁長官の専決決裁」と答弁。

疑念:

1. 長官が専決決裁したなら内規違反、委員長決裁なら虚偽答弁ではないか？
2. 山中委員長はまだ就任していないが、3月に国会承認。常識的な組織なら、報告しているのではないか？

2. 法案ミスこっそり修正 —新たな疑念—



資料1

「原子力利用の安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」について(案)

平成29年2月1日
原子力規制委員会

2017年の原子炉等規制法改正時、原子力規制委員会設置法四条六号の新設により、十号が十一号に繰り下がった。だが、この号を引用する第二十三条の改正を失念。

※十一号「原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故(以下「原子力事故」という。)の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。」

改正案	現行
<p>第四條 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する事務(略)</p> <p>七 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>八 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>九 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>十 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>十一 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>第四條 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>二 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する事務(略)</p> <p>三 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>四 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>五 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>六 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>七 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>八 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>九 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>十 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>十一 核原料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>

○ 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)(附則第三十二条関係)

(掲載部分は改正部分)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

国会提出日	法律案名	資料(PDF版)
令和4年3月8日	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	法律案案文
可決成立日	令和4年5月13日	法律案・理由
公布日	令和4年5月17日(法律第68号)	新旧対照表文
官報掲載日	令和4年5月17日(号外第129号)	
施行日	一部の規定を除き、刑法等の一部を改正する法律の施行の日	

2022年3月に提出された刑法等改正の際に、全く関係のない原子力規制委員会設置法第二十三条を改正。

事故調査に関する重要な条文のミスを5年間放置していたことを規制庁は公表していない。

改正案	現行
<p>(委員長及び委員の任命)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>二 六 (略)</p> <p>七 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 罰則以上の刑に処せられた者</p> <p>三、四 (略)</p> <p>(原子力事故調査)</p> <p>第二十三條 原子力規制委員会は、第四條第一項第十号に掲げる事務を進行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十九條 第十一條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(委員長及び委員の任命)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>二 六 (略)</p> <p>七 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 罰則以上の刑に処せられた者</p> <p>三、四 (略)</p> <p>(原子力事故調査)</p> <p>第二十三條 原子力規制委員会は、第四條第一項第十号に掲げる事務を進行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十九條 第十一條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

○ 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)(第四三十五条関係)

法案ミス修正未報告(続)

NHK 2022年5月10日付

法律条文のミス 国会報告せずに修正 木原官房副長官が陳謝

2022年5月10日 16時28分

農林水産省が、所管する法律の条文のミスを国会に報告しないまま修正して法律の改正案のなかに盛り込んでいたことをめぐり、木原官房副長官は、衆議院議院運営委員会の理事会で陳謝しました。

条文のミスがあったのは、農林水産物の規格を定めた「JAS法」で、23年前に改正された際「農林物資」とすべきところを「農林物質」と誤って記載していました。

ミスに気付いた農林水産省は、この記事を修正して、今の国会に提出している法律の改正案に盛り込み、金子大臣が、先月、参議院の農林水産委員会で謝罪しました。

これについて、10日の衆議院議院運営委員会の理事会で、共産党は「去年、政府が国会に提出した法案の条文などにミスが相次いだことを受けて、今後、ミスが見つかった際は、事前に国会に報告するという取り決めを行ったのに、守られていない」と抗議しました。

自民党の山口委員長も「全く同感だ」と述べ、理事会に出席していた木原官房副長官に対して注意しました。

改正刑法が国会に提出されたのは2022年3月8日、可決成立したのは6月13日で、この件と同時期。

申し合わせの内容(2021年7月8日の衆議院議院運営委員会理事会)

政府法案にミスが相次いだことを受けて、再発防止策として、坂井官房副長官より、今後、法案に誤りがあった場合は内閣総務官室に報告の上、関係省庁協議のうえ、速やかに国会に報告することとなり、2022年5月10日に改めて確認された。

法案ミス修正未報告(続)

12月26日、黒川総務課長に本件を電話で確認

Q. 刑法改正のなかに関係のない原子力規制委員会設置法の修正が入っているが？

A. 法文でミスがあった。修正するタイミングを計っていたが、刑法改正に伴って設置法を改正するので、併せて改正した。

Q. こっそりミスを修正したようにも見えるが。

A. このようなミスを修正することはよくあることで、通常の手続きに則って行った。国会に伝える必要はない。

Q. そのような明文のルールは存在するのか？

A. 存在しない。

Q. 委員長には報告したのか？

A. 報告している。

Q. 他省庁では問題になって、木原官房副長官が陳謝しているが？

A. 他省庁のことは知らないが、通常の手続き。問題ある手続きだとは思っていない。

Q. 国会では政府提出法案にミスがあった場合は国会に報告するという申し合わせがあるようだが？

A. 通常の手続きで改正した。問題ある手続きだとは思っていない。



参考：原子力規制庁のガバナンスが疑われる事例



原子力規制庁のガバナンス問題① 情報公開請求

様式第1号

行政文書開示請求書

令和 4 年 12 月 1 日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

NPO法人 原子力資料情報室 代表理事 伴英幸

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)
〒164-0011 東京都中野区中央2-48-4 小倉ビル1F

TEL 03 (6821) 3211

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

松久保 肇 連絡先 同上

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。原則として、開示請求手数料がそれぞれ必要となる開示請求に係る行政文書1件(ただし、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなします。)ごとに一葉として記載してください。)

原子力規制委員会・規制庁における原子炉の運転期間延長に関する検討資料一切
(2022年4月～11月末まで、原子力規制委員会及び原子力規制庁内での検討、関連省庁や被規制対象者などの外部とのやり取りなど)

これに対して、原子力規制庁原子力規制企画課は、電話で、私に対し
「事前に検討した経緯が存在しない、ついでには修正してほしい」
と要請。

※ちなみに先方は私が原子力小委員会の委員であることを把握していた。



原子力規制庁のガバナンス問題② ID不正問題報告遅延

原子力規制委、報告遅れの規制庁トップ3を嚴重注意 ID不正利用で

社会 | 速報

毎日新聞 | 2021/4/14 18:06 (最終更新 4/14 18:06) | 有料記事 | 348文字



東京電力柏崎刈羽原発。左から1号機、2号機、3号機、4号機、7号機、6号機、5号機＝新潟県で2021年4月13日午後2時58分、本社機「希望」から

原子力規制委員会は14日、東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）の所員によるIDカードの不正利用について、規制委の事務局の原子力規制庁が東電から報告を受けていたにもかかわらず、規制委への報告が遅れたとして、荻野徹長官ら規制庁のトップ3人を嚴重注意処分にした。

処分されたのは、ほかに片山啓（ひろむ）次長と桜田道夫・原子力規制技監。規制庁によると、2020年9月20日に所員が他人のIDカードを使い、同原発の中央制御室に入室。東電は翌21日、規制庁にこの事実を報告していた。片山次長は23日、荻野長官と桜田技監は10月12日に把握したが、規制庁は今年1月19日まで規制委に報告しなかった。

処分までの時系列

- 9月13日 規制委、東電が原発を運転することの「適格性」を条件付きで了承
- 9月20日 IDカード事件発生
- 9月21日 東電、規制庁に報告。 規制庁は規制委に報告せず
- 9月23日 規制委、柏崎刈羽の新規制基準全審査に「合格」
- 23、28日 規制庁、東電を呼び出して面談
- 10月8日、9日、13日～16日 規制庁、現地立入検査
- 10月12日 立入検査結果を規制庁長官に報告
- 10月30日、11月4、9日 規制庁、東電を呼び出して面談
「影響が限定的で事業者により改善が見込める」(第4レベル)と評価
- 1月19日 マスコミ報道の情報をつかみ規制庁、規制委に報告
- 3月16日 侵入検知装置の問題を公表
「核物質防護の機能への影響が大きい」(最悪レベル)と評価
- 4月14日 東電に処分。規制庁長官らも嚴重注意処分

毎日新聞 2021年4月14日付

<http://ksueda.eco.coocan.jp/kusanone2104.html>

原子力規制庁のガバナンス問題③ 頻発する不祥事

原子力規制庁で歓送迎会クラスター、就任直後の次長ら核セキュリティ部門の17人感染

2022/07/28 06:30 新型コロナ

この記事をストックする

原子力規制庁で今月、庁内の歓送迎会に伴う新型コロナウイルスのクラスター（感染集団）が発生していたことがわかった。規制庁次長を含む職員17人が感染し、業務に支障が出ている。

▶ 古村知事「コロナに効く」から2年、うがい薬研究ひ



規制庁によると、毎日、東京都内の職員ら28人が出席し、1日付で就任した。

クラスターの発生で、発電所などの検査の日に感染が判明した。歓送迎会に出席して

読売新聞 2022年7月28日付

身分証不携帯、新たに計13件

有料記事

2022年10月13日 5時00分



原子力規制庁の検査官が法律で携した問題で、規制庁は12日、新たに不携帯があったことを明らかにし、すらされていなかったという。

この日の原子力規制委員会に報告1人。

朝日新聞 2022年10月13日付

各種の不祥事から、原子力規制庁が弛緩している様子が見られる。特に歓送迎会でのクラスター発生は、事故時の対処も必要な原子力規制庁として、きわめて重大な問題。

原子力規制庁で不適切入札手続き 企業に仕様書案の作成を依頼、その企業が1者応札 本紙の情報公開請求受け発覚

2022年6月29日 20時40分



2021年3月、参院予算委で答弁する原子力規制委員会の更田豊志委員長

50万円で落札した。落札率は92.9%だった。

使用済み核燃料の保管方法を巡る調査の一般競争入札で、原子力規制庁は29日、職員が仕様書案の作成を三菱重工に依頼する内規違反があったと明らかにした。入札では同社の案がほぼそのまま仕様書となり、入札予定価格は同社が示した見積額とほぼ同額だった。同社が1者応札で落札した。

本紙が5月に情報公開請求をしたのを機に内部調査し、不適切な手続きが判明したという。

問題の入札は、2020年9月にあった「キャニスタを用いた使用済み燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」。規制庁によると、使用済み核燃料を保管するステンレス製の筒型容器（キャニスタ）の耐食性向上の調査で、三菱重工が27

東京新聞 2022年6月29日付

本日の原子力規制庁記者会見の所感



本日の会見の感想 ①

資料2

運転期間の見直しに係る資源エネルギー庁とのやり取りに関する経緯について

令和4年12月27日
原子力規制庁

- 7月27日 第1回GX実行会議
・総理から原発再稼働等の政治決断が必要な項目を示すよう指示
- 7月28日 資源エネルギー庁との面談①
・資源エネルギー庁から、GX実行会議での総理指示を踏まえ、原子力発電所の運転期間の見直しに関して、経済産業省として原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を開始した旨が伝達される。
また、平成24年の原子炉等規制法の改正時の内閣法制局提出資料の提供を依頼される。
※原子力規制庁 金城原子力規制企画課長、資源エネルギー庁 皆川原子力基盤室長、他（以下、資源エネルギー庁との面談において同じ。）

規制庁は、7月28日以前には本件で打合せがなかったというが、昨年7月時点で運転期間延長について政府内で検討浮上している。今回、面談のみならず、電話でも頻繁にやり取りしていることが分かった。今年7月以前から規制庁とエネ庁が頭の体操と称して水面下の検討を進めていたのではないか。

「経済産業省として原子炉等規制法をふくむ束ね法案の検討を開始した」と聞き取っている。ありえない越権行為でこれを容認していること自体があり得ない。

日経新聞 2021年7月16日付

原発60年超運転浮上 建て替え見送り延命頼み

経過 +フォローする

2021年7月16日 2:00

保存

あ、印刷、メール、共有、Twitter、Facebook、Share



関西電力の美浜原子力発電所3号機（福井県美浜町）

政府内で原子力発電所の運転期間の延長論が浮上していることが15日わかった。現在は運転開始から原則40年、最長60年となっている。原子力規制委員会の審査で止まっている期間を除いた「実働ベース」でみる案や、運転期間の上限を撤廃する案などがある。実現すれば事実上60年を超えて運転することになる。建て替えや新設を見送り、古い設備の延命頼みが強まる。

本日の会見の感想 ②

7月29日	資源エネルギー庁に対する資料提供 ・前日の面談にて依頼された、平成24年当時の内閣法制局提出資料を送付。
8月19日	資源エネルギー庁との面談② ・資源エネルギー庁から、運転期間の見直しに関する改正のイメージが示される。
8月22日	資源エネルギー庁との面談③ ・8月19日に示された資源エネルギー庁の改正イメージの中に、原子力規制委員会の所掌となる内容が一部含まれていたことから、そのような事項は原子力規制委員会が委員会の場において検討すべきものである旨などを指摘。
8月23日	長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ ・運転期間の定めが見直されるとした場合の高経年化した原子炉に対する安全規制に関する事務方としての検討を開始。
8月24日	第2回GX実行会議 ・総理から原発再稼働、運転期間の延長等について年末までに具体論を検討するよう指示。 →更田原子力規制委員長(当時)に対し、次長から原子力規制委員会での対応が必要になると考えられる旨を報告。
8月25日	環境省本省から、GX実行会議の報道を踏まえ規制庁の対応を教えて欲しいとの依頼あり
8月29日	総務課法令審査室において、環境省本省への説明資料(添付資料)を作成 ・原子力規制企画課には相談せず、最大限に影響が大きくなる形を想定して作成。
8月30日	総務課法令審査室が、環境省本省に対し、説明資料を用いて説明
9月1日	職員3名を原子力規制企画課に併任発令

- ・ 内閣法制局資料を提供依頼されているが、具体的に運転期間延長の改正を具体的に検討しているとしたか考えられない。なぜ、委員会に説明しないのか。
- ・ 8月23日、「事務方として検討を開始した」、とある。10月の委員会ではあたかもそこから検討を開始したかのような発言をしている。
- ・ 頭の体操だから良いというが、検討する材料をつくるのは事務局。
- ・ 情報開示請求について、今日の会見で、重複がないかと確認したと説明していたが、取り下げるように電話してきた際に、規制企画課の担当者は、「事前検討した経緯はない」と明確に述べた。
- ・ 人事異動について、企画官でも課長補佐級なので長官決裁といっているが、管理職でない企画官が存在するのか。根拠資料を出すべき。

- ・ 法令審査室が勝手に作ったと説明しているが、原子力規制企画課が介在せずに作成できるものか。

本日の会見の感想 ③

9月6日	<p>資源エネルギー庁との面談④</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁と資源エネルギー庁の担当者の顔合わせを実施。 資源エネルギー庁から、原子力小委員会が9月22日に開催される予定であるとの情報が伝達される。また、法改正に関して内閣法制局対応の状況について伝達される。 資源エネルギー庁から、法改正に関し、原子力規制庁として内閣法制局に提出する資料提供を依頼されるが、原子力規制委員会としての方針が示されていないため、対応ができない旨を回答。
9月13日	<p>長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 高経年化した原子炉に対する安全規制に関し、①運転期間の定め方に拘わらず安全性を確認できる仕組み、②現行の二つの制度の精査とそれらとの関係の整理、の2つの方針を確認。
9月15日	<p>資源エネルギー庁との面談⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源エネルギー庁から、9月22日の原子力小委員会で提出される資料案（運転期間見直しの関係部分）が提示される。
9月16日	<p>長官・次長・原子力規制技監・原子力規制部長を含めた事務方打ち合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月22日の原子力小委員会に運転期間見直しの関係資料が提示されることを報告。打ち合わせの結果を踏まえ、資源エネルギー庁に対し、今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するよう指摘した。
9月19日の週	<p>山中原子力規制委員（次期委員長）への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長就任時及び就任後の対応に関する各種説明を実施。その際長官から、9月22日の原子力小委員会で運転期間延長についても議論される見込みであることを報告。
9月22日	<p>第31回総合資源エネルギー調査会 原子力小委員会</p> <p>資源エネルギー庁との面談⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力小委員会の結果が伝達される。

9月26日	<p>山中新原子力規制委員長就任会見</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転期間延長について、利用政策側の意見を聞いた上で、原子力規制委員会で議論していきたいという考えを表明。
9月28日	<p>第41回原子力規制委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力小委員会を踏まえた利用政策側の方針などの説明を聞くために、資源エネルギー庁との調整を事務局に指示。 <p>資源エネルギー庁との面談⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会での説明要請を伝達。
10月5日	<p>第42回原子力規制委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源エネルギー庁から原子力小委員会での検討状況を聴取

※この資料は、原子力規制委員会・原子力規制庁での調査・確認のみに基づき作成している。

- 9月22日までに法的な点で明らかにすり合わせている。
- 合わせるという意識はないと説明しているが、合わせるために打ち合わせているのではないのか。

これまで山中委員長は9月22日の原子力小委員会で運転期間延長について議論されたことを知り、招へいを自ら決めたと説明していたが？

- 9月22日の原子力小委では、経産省はこれから規制当局と運転期間についてコミュニケーションを図るとしか理解できない説明
- 山中委員長は、22日の原子力小委で運転期間延長について議論されたことを把握して、9月28日の委員会で、事務局に経産省の委員会招へいを指示、10月5日の委員会で検討を開始したとこれまで説明
- 内部通報資料によれば、それ以前の段階で経産省と規制庁は法改正に向けた調整を進め、具体的内容や方法をその時点で確定
- 記者会見で規制庁は日常的に経産省と打合せを行っていると言。そのような折衝はこれまでも明らかにしていない。
- 今回の経産省主請議による原子炉等規制法の改正は原子力推進と規制を切り離れた2011年東京電力福島第一原発事故の反省に真っ向から挑戦するもの。本来、原子力規制を担当する原子力規制庁は、きわめて慎重に取り扱わなければならない案件であるはずが、ためらいを見せている様子が一切ない。

- 山中委員長は10月28日衆院環境委員会で「原子力規制庁と資源エネルギー庁との間でシナリオがつけられたというものではございません」と否定したが、経過を見れば、シナリオをつくって進めたと考えるのが自然。
- 経産省・規制庁の発言からは、両者が事前に意を通じていたことを隠ぺいする意図がうかがわれる。
- 原子力規制庁の独立性はすでに損なわれ、規制と推進が一体化しているのではないか。

- 委員長は11月末になるまで併任人事を把握していないと言。だが委員長決裁が必要な企画官も異動している。
- 衆院環境委員会答弁で原子力規制庁は長官決裁と答弁。
- 国会の取り決めにもかかわらず、国会に報告なく法文ミスを修正。

- 原子力規制庁を原子力規制委員会は統治できているのか。